

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成28年2月12日(2016.2.12)

【公開番号】特開2015-128717(P2015-128717A)

【公開日】平成27年7月16日(2015.7.16)

【年通号数】公開・登録公報2015-045

【出願番号】特願2015-83515(P2015-83515)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 2 0

A 6 3 F 7/02 3 1 5 Z

【手続補正書】

【提出日】平成27年12月21日(2015.12.21)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

可変表示を行い、遊技者にとって有利な有利状態に制御可能な遊技機であって、前記有利状態に制御するか否かを決定するための有利状態決定用乱数と、可変表示パターンを決定するための可変表示決定用乱数とを抽出する抽出手段と、

未だ開始していない可変表示について、前記抽出手段が抽出した前記有利状態決定用乱数と前記可変表示決定用乱数とを上限数を限度に保留記憶として記憶する保留記憶手段と、

前記有利状態決定用乱数を用いて、前記有利状態に制御するか否かを決定する決定手段と、

前記決定手段の決定結果と、可変表示を開始するときの前記保留記憶手段が記憶する保留記憶数と、前記可変表示決定用乱数の値と、判定値とともにとづいて、複数種類の可変表示パターンから1つの可変表示パターンを決定する可変表示パターン決定手段と、

前記可変表示パターン決定手段の決定結果にもとづいて、可変表示を実行する可変表示実行手段と、

第1の保留記憶に基づく可変表示が開始されるよりも前に行われる前記第1の保留記憶とは別の保留記憶に基づく可変表示において、特定予告を実行する演出制御手段とを備え、

複数種類の可変表示パターンは、特定可変表示パターンと該特定可変表示パターンとは異なる非特定可変表示パターンを含み、

前記特定予告は、前記第1の保留記憶に基づく可変表示における可変表示パターンが前記特定可変表示パターンである場合に実行される可能性が高く、

前記特定可変表示パターンに対応した判定値は、保留記憶数にかかわらず共通であり、前記特定予告として、第1予告と該第1予告とは実行タイミングが異なる第2予告を実行可能であり、

前記第1予告として、特定第1予告と特別第1予告を実行可能であり、前記特定第1予告と前記特別第1予告とは期待度が異なる

ことを特徴とする遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0011

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0011】

上記目的を達成するため、本発明にかかる遊技機は、

可変表示を行い、遊技者にとって有利な有利状態に制御可能な遊技機であって、

前記有利状態に制御するか否かを決定するための有利状態決定用乱数（大当たり判定用乱数及び大当たり種別判定用乱数）と、可変表示パターンを決定するための可変表示決定用乱数（変動種別判定用乱数及び変動パターン判定用乱数）とを抽出する抽出手段と、

未だ開始していない可変表示について、前記抽出手段が抽出した前記有利状態決定用乱数と前記可変表示決定用乱数とを上限数を限度に保留記憶として記憶する保留記憶手段と、

前記有利状態決定用乱数を用いて、前記有利状態に制御するか否かを決定する決定手段と、

前記決定手段の決定結果と、可変表示を開始するときの前記保留記憶手段が記憶する保留記憶数と、前記可変表示決定用乱数の値と、判定値とともにとづいて、複数種類の可変表示パターンから1つの可変表示パターンを決定する可変表示パターン決定手段と、

前記可変表示パターン決定手段の決定結果にもとづいて、可変表示を実行する可変表示実行手段と、

第1の保留記憶に基づく可変表示が開始されるよりも前に行われる前記第1の保留記憶とは別の保留記憶に基づく可変表示において、特定予告（ステップアップ演出、演出A及び演出B）を実行する演出制御手段とを備え、

複数種類の可変表示パターンは、特定可変表示パターンと該特定可変表示パターンとは異なる非特定可変表示パターンを含み、

前記特定予告は、前記第1の保留記憶に基づく可変表示における可変表示パターンが前記特定可変表示パターン（スーパー・リーチ）である場合に実行される可能性が高く、

前記特定可変表示パターンに対応した判定値は、保留記憶数にかかわらず共通であり、前記特定予告として、第1予告（ステップアップ演出）と該第1予告とは実行タイミングが異なる第2予告（演出A、演出B）を実行可能であり、

前記第1予告として、特定第1予告（ステップアップ演出のステップ1）と特別第1予告（ステップアップ演出のステップ2以上）を実行可能であり、前記特定第1予告と前記特別第1予告とは期待度が異なる

ことを特徴とする。